

シンポジウム1（技術部会企画）SY1-3 臨床工学技士養成課程における高気圧酸素治療 教育の現状と今後の展望

工藤元嗣

日本医療大学保健医療学部臨床工学科

令和5年度入学生から、臨床工学技士養成課程のカリキュラムが医師のタスクシフト／シェアを背景に改定された。これにより、生体機能代行技術学は12単位で変更なく継続される一方、臨床実習は4単位から7単位に増加した。実習内容の多くは新たに追加された業務への対応に重点が置かれており、高気圧酸素治療に関する拡充はなされていない。さらに、従来義務付けられていた高気圧酸素治療装置を有する施設での実習規定が撤廃されたことで、今後は当該治療を見学できない学生が出る可能性もある。

このように制度上は高気圧酸素治療の教育環境がやや後退した形となっているが、本治療法は今なお臨床工学技士にとって重要な業務の一つであることに変わりはない。限られたカリキュラムの中でも、学生が高気圧酸素治療への理解と関心を深められるような工夫が求められる。

たとえば、実習施設の選定においては、教員の裁量で可能な限り高気圧酸素治療装置を備えた施設を組み込み、すべての学生が見学・学習の機会を得られるよう配慮することが重要である。また、施設の条件等により見学が叶わない学生が出る場合には、その分を学内での講義やシミュレーションなどを充実させることで補完し、一定の学習効果が得られるようにする必要がある。

さらに、高気圧酸素治療に強い関心を示す学生については、実習の割り振りにおいて優先的に当該施設に配置するなど、個別の対応も含めた柔軟な教育体制が求められる。本講演では、こうした現場での対応例を紹介しながら、高気圧酸素治療教育の質を維持・向上させるための実践的な方策について報告する。